

草津栗東行政事務組合事務局設置条例

令和4年10月1日

条例第4号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、管理者の権限に属する事務を分掌させるため、草津栗東行政事務組合に事務局を置く。

(委任)

第2条 事務局の分掌事務その他必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。